



厚生労働省 群馬労働局発表  
平成27年12月24日

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 遠藤 光
	監察監督官 八田 孝幸 電話 (027) 896-4735

## 北関東4労働局(群馬、埼玉、茨城、栃木)による建設現場に対する一斉監督の実施結果について

～群馬局では162現場中、66現場(40.7%)で法違反確認～

- 1 群馬労働局(局長 内田 昭宏)は、本年12月1日から12月14日までの間、管内の労働基準監督署(7署)において、群馬県下の建設現場162現場に対する一斉監督を実施しました。この一斉監督は、特に12月から年度末にかけて、建設工事の増加が見込まれ、労働災害の発生が懸念されることから、当局を含む北関東の4労働局(群馬、埼玉、茨城、栃木)が毎年12月上旬の同時期に一斉に労働災害防止を目的として実施しているものです。
- 2 その結果、何らかの労働安全衛生法違反等が認められた建設現場は、66現場(40.7% 前年比 -3.3ポイント)でした。法違反が認められた66現場のうち10現場に対し、高所作業において墜落防止措置が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、作業停止命令等の行政処分を行いました。
- 3 さらに、本監督指導の結果、今なお4割を超す建設現場で違反が認められた状況を踏まえ、建設業の事業者団体及び国、県、市町村などの公共工事の発注者に対し、労働安全衛生法の遵守徹底への協力を要請してまいります。
- 4 建設現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害発生など重大な事態につながる可能性が高いことから、今後も、監督指導の徹底に努めてまいります。

※ 他局の監督実施状況は以下のとおりです。

埼玉局	監督(138現場)	違反(65現場)	違反率(47.1%)
茨城局	監督(118現場)	違反(60現場)	違反率(50.8%)
栃木局	監督(98現場)	違反(68現場)	違反率(69.4%)

(参考) 群馬県下における労働災害の発生状況

- 1 死亡者数  
平成27年1月から11月末日までの間に発生した労働災害による死亡者数は8人(前年比19人減)であり、そのうち、建設業における死亡者数は3人(全産業の中で37.5%、前年比9人減)である。
- 2 休業4日以上死傷者数  
平成27年1月から11月末日までの間に所轄の労働基準監督署に報告のあった休業4日以上死傷者数は1,833人(前年比120人減)であり、そのうち、建設業における休業4日以上死傷者数は200人(全産業の中で10.9%、前年比53人減)である。

## 監督指導結果について（詳細）

### 1 群馬労働局の監督結果

#### (1) 法違反の状況

群馬労働局管内の労働基準監督署において監督を実施した建設現場 162 現場（前年 225 現場）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、66 現場（40.7% 前年比 -3.3 ポイント）であった。

工事種別では、土木工事 45 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた現場は、9 現場（20.0% 前年比 -7.6 ポイント）、建築工事 95 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、54 現場（56.8% 前年比 +1.7 ポイント）であった。

#### [主な法違反の内容]

##### ① 墜落災害の防止（違反事項の 38.3%）

- 高さ（又は深さ）が 2 メートル以上の作業床の端・作業床の開口部・足場の作業床などに手すり・防護柵・安全ネット等の墜落防止措置を設置していない
- 高さ（又は深さ）が 1.5 メートル以上の作業場所に通じる安全な昇降設備を設置していない

##### ② 飛来・崩壊災害の防止（違反事項の 7.2%）

- 足場の作業床の最大積載荷重を定め、作業員に周知していない
- その日の作業を開始する前に足場の点検を行っていない

##### ③ 建設機械災害の防止（違反事項の 5.4%）

- 運転席から離れる場合の必要な措置を講じていない
- 主たる用途以外の用途に使用している
- 法定点検を実施していない

##### ④ その他

- 元請が下請に対して必要な指導等を行っていない
- 元請事業場による安全衛生協議組織を設置していない
- 作業場内に安全な通路を設けていない
- 粉じん作業を行わせる際に呼吸用保護具を使用させていない

#### (2) 法違反に対する行政措置の状況

労働安全衛生法違反が認められた 66 現場の 142 事業場（元請 58 事業場、下請 84 事業場）に対して是正を勧告し、さらに労働災害発生の急迫した危険が認められた 10 現場（前年 15 現場）の 16 事業場（前年 24 事業場）に対して作業停止等の行政処分を行った。

作業停止命令等の行政処分の内訳は、高所における墜落防止措置のない作業床端部への立入禁止処分、高所における墜落防止措置のない足場作業床での作業停止処分等であった。

### (3) 発注者別の状況

- ① 公共工事 99 現場のうち何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、31 現場（31.3% 前年比 -6.2 ポイント）であった。
- ② 民間工事 63 現場のうち何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、35 現場（55.6% 前年比 +1.6 ポイント）であった。

## 2 北関東4労働局の監督結果

- (1) 北関東4労働局(群馬、埼玉、茨城、栃木)の管下労働基準監督署で監督を実施した建設現場 516 現場（前年 488 現場）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、259 現場（50.2% 前年比 -0.4 ポイント）で、そのうち、41 現場（7.9% 前年比 -1.7 ポイント）に対し作業停止等の行政処分を行った。
- (2) 埼玉局で監督を実施した建設現場 138 現場（前年 110 現場）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、65 現場（47.1%、前年比 -5.6 ポイント）で、そのうち 6 現場に対し作業停止等の行政処分を行った。
- (3) 茨城局で監督を実施した建設現場 118 現場（前年 93 現場）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、60 現場（50.8%、前年比+2.4 ポイント）で、そのうち 10 現場に対し作業停止等の行政処分を行った。
- (4) 栃木局で監督を実施した建設現場 98 現場（前年 60 現場）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた建設現場は、68 現場（69.4%、前年比-5.6 ポイント）で、そのうち 15 現場に対し作業停止等の行政処分を行った。

## 3 群馬県下における労働災害の発生状況

### (1) 死亡者数

平成 27 年 1 月から 11 月末日までの間に発生した労働災害による死亡者数は 8 人（前年比 19 人減）であり、そのうち、建設業における死亡者数は 3 人（全産業の中で 37.5%、前年比 9 人減）である。

### (2) 休業 4 日以上之死傷者数

平成 27 年 1 月から 11 月末日までの間に所轄の労働基準監督署に報告のあった休業 4 日以上之死傷者数は 1,833 人（前年比 120 人減）であり、そのうち、建設業における休業 4 日以上之死傷者数は 200 人（全産業の中で 10.9%、前年比 53 人減）である。